

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公表番号】特表2017-523200(P2017-523200A)

【公表日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2017-505455(P2017-505455)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/16	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 K	38/16	
A 6 1 K	39/395	Y
C 0 7 K	16/28	Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月17日(2018.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高血圧症または線維症の処置を必要とする対象においてそれを処置するための薬学的組成物であって、GDF-15；TGF-1；および／またはTGF-3の阻害剤を含む、組成物。

【請求項2】

高血圧症が肺動脈性肺高血圧症(PAH)である、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項3】

前記対象が、肺動脈性肺高血圧症(PAH)を有するか、または有すると診断された対象である、請求項1～2のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項4】

線維症が、

肺気腫；COPD；間質性肺疾患および肺線維症；特発性肺線維症；強皮症肺疾患；間質性血管疾患または肺血管疾患；ブレオマイシン誘発性肺損傷；化学療法薬(メトトレキサート、シクロホスファミド)または他の毒素への曝露に起因する肺線維症；未熟児と関連した慢性肺疾患、別名気管支肺異形成症；抗不整脈薬(例えば、アミオダロン)への曝露と関連した肺線維症または間質性肺疾患；ならびにアスベスト、シリカ、または粒子への曝露と関連した間質性肺疾患

からなる群より選択される疾患または状態と関連した線維症である、請求項1記載の薬学

的組成物。

【請求項 5】

前記対象が、

肺気腫；COPD；間質性肺疾患および肺線維症；特発性肺線維症；強皮症肺疾患；間質性血管疾患または肺血管疾患；ブレオマイシン誘発性肺損傷；化学療法薬（メトトレキサート、シクロホスファミド）または他の毒素への曝露に起因する肺線維症；未熟児と関連した慢性肺疾患、別名気管支肺異形成症；抗不整脈薬（例えば、アミオダロン）への曝露と関連した肺線維症または間質性肺疾患；ならびにアスベスト、シリカ、または粒子への曝露と関連した間質性肺疾患

からなる群より選択される疾患または状態を有するか、または有すると診断された対象である、請求項1または3記載の薬学的組成物。

【請求項 6】

阻害剤がTGF 1を阻害する、請求項1～5のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 7】

阻害剤がTGF 3を阻害する、請求項1～5のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 8】

阻害剤がTGF 1およびTGF 3を阻害する、請求項1～7のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 9】

阻害剤がGDF15を阻害する、請求項1～8のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 10】

阻害剤がTGF 1および/またはTGF 3をさらに阻害する、請求項9記載の薬学的組成物。

【請求項 11】

阻害剤がGDF15に特異的である、請求項1～5のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 12】

阻害剤がTGF 1に特異的である、請求項1～5のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 13】

阻害剤がTGF 3に特異的である、請求項1～5のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 14】

阻害剤が抗体試薬またはリガンドトラップである、請求項1～13のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 15】

リガンドトラップがTGF -1/3 GDF-15リガンドトラップである、請求項14記載の薬学的組成物。

【請求項 16】

リガンドトラップがTGFBR1I-Fcである、請求項15記載の薬学的組成物。

【請求項 17】

前記対象が、強皮症、またはPAHに付随する結合組織病（APAH-CTD）を有する、請求項1～16のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 18】

前記対象が、対照と比べてGDF-15、TGF 1、および/またはTGF 3のレベルが上昇していると判定されている、請求項1～17のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項 19】

前記対象が、PAHを有するが強皮症またはAPAH-CTDの症状を示していない対象におけるGDF-15、TGF 1、および/またはTGF 3の平均レベルと比べて、GDF-15、TGF 1、および/またはTGF 3のレベルが上昇していると判定されている、請求項18記載の薬学的組成物。